

2 0 2 3 年 版

(令和5年版)

齒 科 技 工 士
国 家 試 験 出 題 基 準

一般財団法人 齒科医療振興財団/編

目 次

歯科技工士国家試験出題基準について	1
出題基準使用上の注意事項	3
歯科技工士国家試験制度改善検討部会報告書	4
1 歯科技工と歯科医療	7
2 歯・口腔の構造と機能	8
3 歯科材料・歯科技工機器と加工技術	11
4 有床義歯技工学	14
5 歯冠修復技工学	17
6 矯正歯科技工学	19
7 小児歯科技工学	21
(参考資料)	
歯科技工士法・施行規則(抜粋)	23
歯科技工士学校養成所指定規則	26
歯科技工士養成所指導ガイドライン	34

歯科技工士国家試験出題基準について

1 歯科技工士国家試験出題基準見直しの経緯

2016年の歯科技工士国家試験全国統一化以前の2012年9月に作成された当初の歯科技工士国家試験出題基準は、2018年6月の歯科技工士試験企画評価委員会の報告書の内容を踏まえ、歯科技工士国家試験制度改善検討部会を経て、歯科技工士国家試験出題基準改定委員会によって改定され、2019年度版として発出された。2020年度よりこの2019年度版出題基準に基づいて歯科技工士国家試験問題が出題されているが、昨今の歯科医療技術の進歩に鑑み、4年に1回の改定を行うことを目標として、今般2024年度からの運用を目指して2023年度版発出に向けて改定することとした。

2 歯科技工士国家試験出題基準検討委員会

2022年6月の歯科技工士試験企画評価委員会の報告書の内容を踏まえ、歯科技工士国家試験制度改善検討部会を経て、歯科技工士国家試験出題基準検討委員会を5回開催して見直しを行った。この出題基準は2年間の十分な周知期間を確保の上、2024年度の国家試験から適用する。

3 歯科技工士国家試験出題基準の活用方法

(1) 歯科技工士国家試験は歯科技工士法第11条に基づいて「歯科技工士として必要な知識及び技能について」行われる。必要な知識及び技能とは、歯科医療の用に供する補綴物、充填物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工するために必要なものである。

この内容を具体的な項目によって示したのが、歯科技工士国家試験出題基準である。

歯科技工士国家試験の妥当な内容、範囲及び適切な水準等を確保するため、歯科技工士試験委員はこの基準を踏まえて出題する。ただし、出題内容に関する最終的な判断は歯科技工士試験委員会に委ねられている。

従って、歯科技工士国家試験出題基準は、歯科技工士学校養成所が行う教育内容のすべてを網羅するものではなく、教育の在り方を拘束するものではない。

(2) 歯科技工士法施行規則第8条に基づく試験科目は次のとおりである。

学説試験

歯科理工学

歯の解剖学

顎口腔機能学

有床義歯技工学

歯冠修復技工学

矯正歯科技工学

小児歯科技工学
関係法規
実地試験
歯科技工実技

※ なお、歯科技工士国家試験出題基準の科目は、「2019年版 歯科技工士
国家試験出題基準」を踏襲しているものである。

- (3) 前回の改定は歯科技工士学校養成所指定規則の一部を改正する省令(2017年11月10日文科省・厚生労働省令第4号)第2条第3項の教育内容の改正(大綱化)に伴って行われたものであり、今回は教育内容の変更は行っていない。
- (4) 本基準は、歯科技工士試験委員が試験問題を作成するに際し、準拠する出題の基準として、その範囲を科目別、項目別に示したものである。
- (5) 本基準の各科目の名称及び各科目の出題方針は、歯科技工士学校養成所指定規則の別表及び歯科技工士養成所指導ガイドラインに掲げられている教育内容に必ずしも一致するものでなく、教授内容のすべてを網羅したものでもない。
- (6) 本基準が正しく理解され、歯科技工士試験委員に活用されることにより、歯科技工士国家試験が妥当な出題範囲と適切な水準で行われることを期待する。

歯科技工士国家試験出題基準検討委員会委員(令和4年9月～令和5年3月)

委員長	魚島 勝美(新潟大学大学院)
副委員長	藤澤 政紀(明海大学歯学部)
委員	池田 正臣(東京医科歯科大学)
〃	市川 博之(東北大学大学院)
〃	河相 安彦(日本大学松戸歯学部)
〃	佐藤 和朗(岩手医科大学歯学部)
〃	服部 雅之(東京歯科大学)
〃	山本 龍生(神奈川歯科大学)
〃	八若 保孝(北海道大学大学院)

(五十音順)

出題基準使用上の注意事項

- 1 本基準は歯科技工士国家試験の出題に当たり、各科目の範囲を示したものであって、出題の方法については触れていない。
- 2 本基準においては、各科目に試問する事項の概要を整理し、出題方針として示している。
- 3 本基準においては、各科目に範囲を定め、範囲ごとに大項目、中項目、小項目に分類している。
 - (1) 大項目
総論的あるいは概括的な知識について整理したもので、1、2、3…の番号を付した。
 - (2) 中項目
大項目に示される範囲内の各論的知識を整理したもので、A、B、C…の文字を付した。
 - (3) 小項目
具体的な内容を示したもので、a、b、c…の文字を付した。
- 4 本基準においては各科目に定めた範囲に対して記載されている（出題方針）の項目を大幅に見直し、大中小項目に具体的に記載されていない内容・用語についても、出題方針に包含される内容・用語については柔軟に出題できることとした。
- 5 その他
 - (1) 同一事象に対し異なる表現がある場合には、括弧書き等によってどちらも使用可能とした。試験委員会の判断で、括弧内・外の語を適宜使用できる。なお、括弧は以下のルールに基づいている。
 - () 直前の語の説明 例；有床義歯（全部床義歯、局部床義歯）
 - < > 直前の語の同義語 例；国際生活機能分類〈ICF〉
 - [] 新旧語の並列 例；プロビジョナルレストレーション [テンポラリークラウン]
 - { } 省略しても意味または分類が変わらない語 例；非侵襲性{暫間的}間接覆髄法
 - (2) 人名を含む語は、原則、原文表記とするが、() でカタカナ表記を行い、どちらも使用可能とした。

歯科技工士国家試験制度改善検討部会報告書

令和 4 年 9 月 1 4 日

I はじめに

歯科技工士国家試験は、歯科技工士法第 11 条に基づき「歯科技工士として必要な知識及び技能について」実施されており、我が国の歯科保健医療を支える歯科技工士の質を担保するうえで重要な役割を担ってきた。

歯科技工士国家試験は、歯科医療を取巻く社会状況の変化等に対応するため、一定の間隔で見直しが行われてきた。国家試験の全国統一後については、2018（平成 30）年 11 月の歯科技工士国家試験制度改善検討部会報告書に基づき、出題基準の改定が行われた。前回の見直しから 4 年目を迎え、試験実施方法等の更なる充実を図る観点から、本年 6 月に開催された歯科技工士試験企画評価委員会において、歯科技工士国家試験の制度改善を図ることが提言された。この提言を踏まえ、改めて歯科技工士国家試験制度改善検討部会を設置し、出題基準の見直しを含め、歯科技工士国家試験のあり方を検討することとした。

出題基準については、本部会での検討結果を踏まえ、出題項目の適正化を図る観点から、歯科技工士国家試験出題基準改定委員会を設置し必要な見直しを行うこととする。ただし、厚生労働省において「歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会」が行われていることから、出題基準の改定作業については、その進捗状況を勘案のうえ実施するものとする。

なお、歯科医師国家試験出題基準や歯科衛生士国家試験出題基準については、社会状況の変化等を踏まえ、4 年ごとに改定が行われていることから、歯科技工士国家試験出題基準についても同様の対応を図っていく必要がある。

歯科技工士試験企画評価委員会

|

歯科技工士国家試験制度改善検討部会

|

歯科技工士国家試験出題基準改定(検討)委員会

歯科技工士国家試験改定に関する委員会の位置づけ

II 歯科技工士国家試験問題について

(1) 出題方法等

領域ごとに出題数を規定することによって、知識・技能の偏りのない適正な評価を行う。出題総数については問題の質を担保するため、筆記試験および実地試験を含めて現行の 83 題とし、筆記試験 80 題、実地試験 3 題とする。

(2) 出題形式

筆記試験については「4 肢択 1 問題」で出題する。

(3) 実地試験問題

実際の歯科医療現場において、歯科技工指示書に基づき適切に歯科技工を実施できるか評価するため、臨床的に頻度の高い内容について出題するよう配慮する。

III 出題基準

時代の要請に応えうる歯科技工士を確保する観点から、下記の出題について更なる充実を図る必要がある。また、出題基準で用いる専門用語、大項目・中項目・小項目の表記等を統一し、各科目間の整合性を図る。

(1) 我が国における、急速な高齢化や疾病構造の変化に伴う歯科診療の変化に関連した歯科技工士として必要な出題。

(2) 新規技術導入等による使用材料や技工物作成方法の変化に対応した歯科技工士として必要な出題。

- (3) 健康かつ審美的な口腔の維持や口腔機能の維持向上、摂食機能障害への対応に関する歯科技工士として必要な出題。
- (4) 医療安全や職業倫理等について歯科技工士として必要な出題。

歯科技工士国家試験制度改善検討部会報告書

委員長	赤川 安正 (昭和大学客員教授)
委員	魚島 勝美 (新潟大学大学院教授)
〃	大島 克郎 (全国歯科技工士教育協議会会長)
〃	三代 知史 (日本歯科医師会常務理事)
〃	森野 隆 (日本歯科技工士会会長)

(五十音順)

1. 歯科技工と歯科医療

(出題方針)

- (1) 歯科技工士の役割と倫理について出題する.
- (2) 歯科技工士法について出題する.
- (3) 歯科技工所・歯科技工物の管理について出題する.
- (4) 歯科技工士に密接な制度や法律について出題する.

大項目	中項目	小項目
1 歯科技工士の役割と倫理	A 歯科技工士の役割 B 歯科技工士の倫理 C 歯科医師との連携	
2 歯科技工士法	A 法の目的と定義 B 免許 C 試験 D 業務 E 歯科技工所 F 罰則	a 法の目的 b 歯科技工の定義 c 歯科技工士の定義 d 歯科技工所の定義 a 免許 b 欠格事由 c 積極的要件と消極的要件 d 歯科技工士名簿 e 免許の登録, 交付及び届出 f 免許の取り消し・業務停止 a 禁止行為 b 歯科技工指示書 c 歯科技工指示書の保存義務 d 業務上の注意 e 守秘義務 a 届出 b 管理者 c 管理者の義務 d 改善命令 e 使用の禁止 f 広告の制限 g 報告の徴収及び立ち入り検査 h 構造設備基準 a 歯科技工に関する違反行為と罰則
3 歯科技工所・歯科技工物の管理	A 環境管理 B 品質管理 C 感染予防	
4 歯科保健医療行政と関係法規	A 歯科保健医療行政 B 医療法 C 歯科医師法 D 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	a 目的 b 歯科技工機器・歯科材料

2. 歯・口腔の構造と機能

(出題方針)

(1) 人の歯の形態と構造、口腔および周辺の筋・骨組織について出題する。

(2) 顎口腔系器官における機能、下顎位、下顎運動と咬合器について出題する。

大項目	中項目	小項目
1 歯	A 定義	
	B 外形と内形	a 歯冠 b 歯根 c 歯髓腔
	C 名称と歯式	a 記号 b 歯式 c 方向を表す用語 d 歯の部位を表す用語
	D 形の概要	a 歯種の鑑別 b 永久歯と乳歯の鑑別 c 上下の鑑別 d 順位の鑑別 e 左右の鑑別
	E 植立様式	
	F 永久歯の形態	a 切歯 b 犬歯 c 小臼歯 d 大臼歯
	G 歯列と咬合	a 歯列弓の形 b 咬合平面と咬合彎曲 c 隣在歯との位置関係 d 咬合 e 歯の傾斜(歯の植立方向)
	H 発生	a 歯胚の成長 b 歯冠の形成 c 歯根の形成
	I 組織	a エナメル質 b 象牙質 c セメント質 d 歯髓
	J 加齢現象	
	K 異常	a 歯の数と萌出の異常 b 歯の形態の異常 c 歯の色の異常
	L 歯列と咬合の異常	

大項目	中項目	小項目
2 歯周組織	A 歯根膜 B 歯槽骨 C 歯肉 D 歯周組織の加齢現象	
3 頭頸部	A 骨格系 B 筋系 C 口腔 D 唾液腺 E 舌	a 脳頭蓋 b 顔面頭蓋 c 副鼻腔 d 顎関節 a 顔面筋〈表情筋〉 b 咀嚼筋 c 舌骨筋群 a 口腔前庭 b 固有口腔 c 口唇と頬 d 口蓋 a 舌乳頭 a 味蕾 c 舌筋
4 顎口腔系の機能	A 咀嚼 B 発音 C 嚥下 D 表情 E 咀嚼筋 F 顎関節 G 神経 H 歯列 I 加齢による顎口腔系の変化	a Spee〈スピー〉の彎曲 b Wilson〈ウィルソン〉の彎曲 c Monson〈モンソン〉の球面

大項目	中項目	小項目
5 基準点・基準面	<p>A 下顎運動の分析に関する基準点・基準平面</p> <p>B 咬合に関する平面</p>	<p>a 基準点 ①切歯点 ②顎頭点<下顎頭点></p> <p>b 基準平面 ①矢状面 ②水平面 ③前頭面</p> <p>a フランクフルト平面 b Camper <カンペル> 平面 c 咬合平面 d HIP平面 e Bonwill <ボンウィル> 三角 f Balkwill <バルクウィル> 角</p>
6 下顎位、下顎運動と歯の接触	<p>A 下顎位</p> <p>B 下顎運動</p> <p>C 歯の接触様式</p>	<p>a 咬頭嵌合位 b 中心位 c 下顎安静位 d 偏心咬合位</p> <p>a 基本運動 b 限界運動 c 機能運動</p> <p>a 機能咬頭と非機能咬頭 b 咬頭嵌合位における咬合接触 c 偏心位における咬合接触</p>
7 咬合器	<p>A 使用目的</p> <p>B 機構と分類</p> <p>C 使用方法</p>	<p>a 調節機構による分類 b 構造による分類</p> <p>a 模型装着 b 咬合器の調節 c 調節性咬合器の使用法</p>
8 顎機能検査と口腔内装置	<p>A 検査</p> <p>B 治療装置</p> <p>C その他の装置</p>	<p>a 顎関節症に対する装置 b ブラキシズムに対する治療装置 c 睡眠時無呼吸症に対する装置 d その他の口腔内装置</p> <p>a スポーツマウスガード b 歯の保護のための口腔内装置</p>

3. 歯科材料・歯科技工機器と加工技術

(出題方針)

(1) 歯科技工に用いる材料と機器の特性および使用方法について出題する。

大項目	中項目	小項目
1 歯科材料の科学	A 物質の構造 B 材料の種類 C 材料の性質	a 高分子材料 b セラミック材料 c 金属材料 d 複合材料 a 機械的性質 b 物理的性質 c 化学的性質 d 生物学的性質
2 印象材	A 弾性印象材 B 非弾性印象材 C 機能印象材	a アルジネート b 寒天 c シリコーンゴム d ポリエーテルゴム a モデリングコンパウンド b 酸化亜鉛ユージノール c 印象用石膏 d 印象用ワックス
3 模型材	A 石膏系模型材 B レジン系模型材	a 普通石膏 b 硬質石膏 c 超硬質石膏
4 原型材料	A ワックス B レジン系パターン材	a インレーワックス b パラフィンワックス c シートワックス d レディキャストリングワックス e ユーティリティワックス f スティッキーワックス
5 埋没材	A 鋳造用埋没材 B 型ごと埋没材 C 耐火模型材 D ろう付け用埋没材	a 石膏系埋没材 b 非石膏系埋没材

大項目	中項目	小項目
6 歯冠修復用材料	A レジン系材料 B セラミック材料 C 金属材料	a 間接修復用コンポジットレジン b 歯冠補綴用コンポジットレジン c CAD/CAM用コンポジットレジン a 陶材 b ジルコニア c アルミナ d ガラスセラミックス a 金合金 b 金銀パラジウム合金, 低融銀合金 c コバルトクロム合金 d 純チタン, チタン合金
7 義歯用材料	A レジン系材料 B 金属材料 C 人工歯 D 義歯床用リライン材	a 加熱重合型アクリルレジン b 常温重合型アクリルレジン c ポリスルフォン d ポリカーボネート e その他のレジン a 金合金 b 金銀パラジウム合金 c コバルトクロム合金 d 純チタン, チタン合金 e 歯科用磁性合金 a レジン歯 b 硬質レジン歯 c 陶歯 a 硬質リライン材 b 軟質リライン材
8 成形技術・機器	A レジン系材料の成形技術・機器 B セラミック材料の成形技術・機器 C 金属材料の成形技術・機器 D CAD/CAM	a 加熱重合 b 常温重合 (流し込み成形) c 光重合 d 加熱・加圧成形, 射出成形 a 陶材の築盛・焼成 b 金属との結合 c 加熱・加圧成形 a 鋳造 b 金属の接合 c 金属の加工 d 熱処理 a 切削加工 b 積層造形 (付加製造)

大項目	中項目	小項目
9 接着処理・技術	A 歯科材料接着処理	a コンポジットレジン被着面処理 b セラミックス被着面処理 c 金属被着面処理
10 切削・研削・研磨	A 切削・研削・研磨用器械 B 切削・研削工具, 研磨材 C 歯科材料の研磨	a マイクロモーター b サンドブラスター a 機械研磨 b 化学研磨 a レジン系材料の研磨 b セラミック材料の研磨 c 金属材料の研磨

4.有床義歯技工学

(出題方針)

(1) 全部床および部分床義歯技工に関する理論について出題する。

(2) 歯科技工操作の目的、方法、意義、種類と特徴について出題する。

(3) 歯科技工物の使用目的、製作方法と使用材料およびその種類と特徴について出題する。

大項目	中項目	小項目
1 有床義歯技工の概要	A 欠損の分類 B 固定性補綴装置との相違 C 有床義歯の種類 D 全部床義歯の構成要素 E 全部床義歯の維持・安定・支持 F 部分床義歯の構成要素 G 部分床義歯の支持・把持・維持 H 有床義歯の具備条件 I 印象体および有床義歯技工物の保管と管理	a 残存歯、欠損の分布状態による分類 b 咬合圧の支持様式による分類 c 咬合圧支持域による分類 a 全部床義歯 b 部分床義歯 c 暫間義歯と最終義歯 a 人工歯 b 義歯床 a 支台装置 b 連結子 (大連結子・小連結子) c 義歯床 d 人工歯 a 形態的要件 b 機能的要件 c 審美的要件 d 生物学的要件
2 全部床義歯の製作	A 研究用模型 B 個人トレー C 作業用模型 D 咬合床 E 咬合器装着 F ゴシックアーチ描記法 G 人工歯の種類と選択方法 H 人工歯排列 I 歯肉形成 J ろう義歯の埋没	a 描記装置の取り付け a 前歯部 b 臼歯部 c 咬合様式 a 唇・頬側面の形態 b 舌側面の形態 c 口蓋部の形態 d 歯頸部と歯肉乳頭の形態 e 床縁の形態 a 前準備 b 埋没方法

大項目	中項目	小項目
2 全部床義歯の製作	K 義歯床用レジンの填入と重合 L 咬合器再装着 M 人工歯の削合 N 研磨	a 重合方法 b 流ろう c 填入 a スプリットキャスト法 b Tench 〈テンチ〉の歯型法 a 咬合小面 b 選択削合と自動削合 c 人工歯咬合面の形態修正
3 部分床義歯の製作	A 研究用模型 B 個人トレー C 作業用模型 D オルタードキャスト法 E 咬合床 F 咬合器装着 G 支台装置の製作 H 連結子の製作 I 人工歯の種類と選択 J 人工歯排列 K 歯肉形成 L ろう義歯の埋没 M 義歯床用レジンの填入と重合 N 咬合調整 O 研磨	a サベイング b 鑄造鉤 c 線鉤 a 鑄造バー b 屈曲バー a 前歯部の排列 b 臼歯部の排列 c 人工歯の削合 a 前準備 b 埋没方法 a 重合方法 b 流ろう c 填入
4 義歯装着後の変化 と対応	A リラインとリベース B 修理	a 破折の原因 (メカニズム) b 義歯床の修理 c 人工歯の修理 d 支台装置の修理 e 人工歯の増歯

大項目	中項目	小項目
5 その他の義歯	A 金属床義歯 B オーバーデンチャー C ノンメタルクラスプデンチャー D CAD/CAM システムによる義歯	a 全部床義歯 b 部分床義歯 a 歯根被覆 b インプラント被覆

5. 歯冠修復技工学

(出題方針)

- (1) 各種歯冠修復物とブリッジの製作およびインプラントについて出題する。
 (2) 歯科技工操作の目的、方法、意義、種類と特徴について出題する。
 (3) 歯科技工物の使用目的、製作方法と使用材料およびその種類と特徴について出題する。

大項目	中項目	小項目
1 歯冠修復技工学の概要	A 歯冠修復技工の意義と目的 B 臨床的意義 C クラウンの概要と種類 D ブリッジの概要と種類 E クラウンとブリッジの具備要件 F インレー G 印象体および歯冠修復技工物の保管と管理	a 概要 b 全部被覆冠 c 部分被覆冠 d 利点と欠点 a 概要 b 特徴 c 構成要素 d 種類 e 利点と欠点 a 生物学的要件 b 構造力学的要件 c 化学的要件 d 審美的要件
2 クラウンとブリッジの製作	A 研究用模型 B 印象用トレー C 支台築造 D プロビジョナルレストレーション E 色調選択 F 作業用模型 G 咬合器装着 H 付与する咬合 I ワックスパターン形成 (ワックスアップ) J 埋没 K 鋳造 L 連結 M 模型上での調整 N 研磨 O 試適、仮着、合着 P レジン前装 Q 陶材の築盛、焼成 R CAD/CAMシステム S 不具合の原因	a 要件 a 前歯部 b 臼歯部 a ワンピースキャスト法 b ろう付け法 c 溶接法と鋳接法

大項目	中項目	小項目
3 インプラント	A 概要 B 技工 C 咬合	a 種類と特徴 b 構成要素 c インプラント治療の流れ d インプラントと生体 a 上部構造の種類 b 印象法 c 製作法

6.矯正歯科技工学

(出題方針)

- (1) 矯正歯科治療の概要について出題する.
- (2) 矯正装置の必要条件と分類について出題する.
- (3) 矯正歯科技工に必要な器械、器具、材料と手技について出題する.
- (4) 矯正用模型の種類と製作方法について出題する.
- (5) 矯正装置の種類と製作方法について出題する.

大項目	中項目	小項目
1 矯正歯科治療の概要	A 矯正歯科治療の意義と目的 B 正常咬合 C 不正咬合 D 矯正歯科治療の流れ	a 条件 b 種類 a 個々の歯の位置異常 b 歯列弓の形態異常 c 上下の歯列弓の対向関係の異常 d Angle〈アングル〉の不正咬合の分類
2 矯正装置の必要条件と分類	A 矯正装置の必要条件 B 矯正装置の分類	a 矯正力の働き方による分類 b 固定源の場所による分類 c 固定式か可撤式化による分類
3 矯正歯科技工用器械・器具・材料と基本手技	A プライヤー B 構成咬合器 C スポットウェルダー D 加圧重合器 E 加圧成型器 F 矯正用線 G 矯正用レジン H 熱可塑性シート	a 種類 b 矯正用線の屈曲 c 自在ろう付け a レジン成形
4 矯正用模型の種類と製作	A 矯正用口腔模型の種類と特徴 B 矯正用口腔模型の製作	a 平行模型 b 顎態模型 c セットアップモデル〈予測模型〉
5 矯正装置の種類と製作	A 動的矯正装置	a リンガルアーチ〈舌側弧線装置〉 b Nance〈ナンス〉の ホールディングアーチ c トランスパラタルアーチ d 顎間固定装置 e アクチバトール f バイオネーター g Fränkel〈フレンケル〉装置 h 咬合挙上板 i 咬合斜面板 j リップバンパー k タングクリブ l 可撤式拡大装置 m 固定式急速拡大装置 n 固定式緩徐拡大装置

大項目	中項目	小項目
5 矯正装置の種類と製作	A 動的矯正装置	o ヘッドギア p チンキヤップ〈オトガイ帽装置〉 q 上顎前方牽引装置 r マルチブラケット装置 s その他の装置
	B 保定装置	a Hawley〈ホーレー〉タイプリテーナー b Begg〈ベッグ〉タイプリテーナー 〈ラップアラウンドリテーナー〉 c トゥースポジションナー d スプリングリテーナー e 下顎犬歯間リテーナー f その他の装置

7.小児歯科技工学

(出題方針)

- (1) 歯の萌出、乳歯の形態、歯列咬合の変化について出題する.
- (2) 修復物、保隙装置、スペースリテーナー、口腔習癖除去装置の目的と装置の構成について出題する.
- (3) 保隙装置、スペースリテーナーの製作について出題する.

大項目	中項目	小項目
1 小児歯科治療の概要	A 小児歯科治療の意義と目的	
2 歯・顎・顔面の成長発育	A 歯の萌出	a 乳歯の萌出時期と順序 b 永久歯の萌出時期と順序 c Hellman 〈ヘルマン〉の歯齡
	B 乳歯の形態的特徴	
	C 無歯期	a 上下顎歯槽堤の対向関係 b 顎間空隙
	D 乳歯列期	a 乳歯列の形態 b 生理的歯間空隙 ① 靈長空隙 ② 発育空隙 c 有隙型歯列と閉鎖型歯列 d オーバージェット、オーバーバイト e ターミナルプレーン
	E 混合歯列期	a 第一大臼歯萌出期 b 切歯萌出期 ① 切歯の交換様式 ② みにくいあひるの子の時代 c 側方歯群交換期 ① リーウェイスペース
3 小児の歯冠修復	A 歯冠修復の特徴	
	B 歯冠修復の種類	a 成形修復 b インレー ① Willett 〈ウィレット〉のインレー窩洞 c 被覆冠

大項目	中項目	小項目
4 小児の咬合誘導	A 咬合誘導の目的と種類 B 保隙 C 保隙装置の分類 D スペースリゲーター E 口腔習癖除去装置 F 咬合誘導装置に用いる維持装置	a 受動的（静的）咬合誘導 b 能動的（動的）咬合誘導 a 保隙の意義と目的 a クラウンループ保隙装置 b バンドループ保隙装置 c ディスタルシュー保隙装置 d 舌側弧線型保隙装置 e Nance 〈ナンス〉のホールディングアーチ f 可撤保隙装置 a スペースリゲイニングの意義と目的 b 拡大ネジを応用したスペースリゲーター c Adams 〈アダムス〉のスプリングを 応用したスペースリゲーター a 口腔習癖の種類 b 吸指癖除去装置 c タングクリブ d その他の装置 a Adams 〈アダムス〉のクラスプ b Schwarz 〈シュワルツ〉のクラスプ c 単純鉤 d ボールクラスプ e 唇側線

歯科技工士国家試験に関わる歯科技工士法・施行規則（抜粋）

第三章 試験

（試験の目的）

第11条 試験は、歯科技工士として必要な知識及び技能について行う。

（試験の実施）

第12条 試験は、厚生労働大臣が、毎年少なくとも1回行う。

（歯科技工士試験委員）

第12条の2 厚生労働大臣は、厚生労働省に置く歯科技工士試験委員（次項及び次条において「試験委員」という。）に、試験の問題の作成及び採点を行わせる。

2 試験委員に関し必要な事項は、政令で定める。

（不正行為の禁止）

第13条 試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し、不正の行為のないようにしなければならない。

（受験資格）

第14条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

- 一 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者
- 二 都道府県知事の指定した歯科技工士養成所を卒業した者
- 三 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
- 四 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

（試験の無効等）

第15条 厚生労働大臣は、試験に関して不正の行為があった場合には、その不正行為に係る者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて試験を受けることができないものとすることができる。

（受験手数料）

第15条の2 試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

2 前項の受験手数料は、これを納付した者が試験を受けない場合においても、返還しない。

（指定試験機関の指定）

第15条の3 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

(指定試験機関の歯科技工士試験委員)

第15条の4 指定試験機関は、試験の問題の作成及び採点を歯科技工士試験委員(次項及び第三項並びに次条並びに第15条の7において読み替えて準用する第9条の3第2項及び第9条の7において「試験委員」という。)に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、厚生労働省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。試験委員に変更があったときも、同様とする。

第15条の5 試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し、不正の行為のないようにしなければならない。

(受験の停止等)

第15条の6 指定試験機関が試験事務を行う場合において、指定試験機関は、試験に関して不正の行為があったときは、その不正行為に関係のある者に対しては、その受験を停止させることができる。

2 前項に定めるもののほか、指定試験機関が試験事務を行う場合における第15条及び第15条の2第1項の規定の適用については、第15条第1項中「その受験を停止させ、又はその試験」とあるのは「その試験」と、同条第2項中「前項」とあるのは「前項又は第15条の6第1項」と、第15条の2第1項中「国」とあるのは「指定試験機関」とする。

3 前項の規定により読み替えて適用する第15条の2第1項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

(準用)

第15条の7 第9条の2第3項及び第4項、第9条の3から第9条の5まで並びに第9条の7から第9条の17までの規定は、指定試験機関について準用する。この場合において、第9条の2第3項中「第1項」とあり、並びに第9条の4第1項、第9条の14第1項及び第9条の17第一号中、「第9条の2第1項」とあるのは「第15条の3第1項」と、第9条の2第3項各号及び第4項第二号、第9条の7から第9条の9まで、第9条の12(見出しを含む。)、第9条の15、第9条の16(見出しを含む。)並びに第9条の17第三号及び第四号中「登録事務」とあるのは「試験事務」と、第9条の2第3項中「前項」とあるのは

「同条第2項」と、同条第4項中「第2項の申請」とあるのは「第15条の3第2項の申請」と、第9条の3の見出し中「役員」とあるのは「役員等」と、同条第2項及び第9条の7中「役員」とあるのは「役員(試験委員を含む。)」と、同項、第9条の5(見出しを含む。)

及び第9条の13第2項第四号中「登録事務規程」とあるのは「試験事務規程」と、第9条の3第2項中「登録事務に」とあるのは「試験事務に」と、第9条の5第1項及び第3項並びに第9条の13第2項中「登録事務の」とあるのは「試験事務の」と、同項第三号中「又は前条」とあるのは「前条又は第15条の4」と、同項第四号中「登録事務を」とあるのは「試験事務を」と読み替えるものとする。

(政令及び厚生労働省令への委任)

第16条 この章に規定するもののほか、第14条第一号又は第二号に規定する歯科技工士学校又は歯科技工士養成所の指定に関し必要な事項は政令で、試験科目、受験手続、前条において読み替えて準用する第9条の16第2項の規定により厚生労働大臣が試験事務の全部又は一部を行う場合における試験事務の引継ぎその他試験及び指定試験機関に関し必要な事項は厚生労働省令で定める。

第六章 罰則

第29条 第13条又は第15条の5の規定に違反して、不正の採点をした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

歯科技工士法施行規則

第二章 試験

(試験の公告)

第6条 試験を施行する場所及び期日並びに受験願書の提出期間は、あらかじめ、官報で公告するものとする。

(試験の科目)

第8条 試験の科目は、次のとおりとする。

学説試験

歯科理工学

歯の解剖学

顎口腔機能学

有床義歯技工学

歯科修復技工学

矯正歯科技工学

小児歯科技工学

関係法規

実地試験

歯科技工実技

○歯科技工士学校養成所指定規則

(昭和三十一年二月二十四日)

(厚生省令第三号)

歯科技工法(昭和三十年法律第百六十八号)第十六条の規定に基き、歯科技工士養成所指定規則を次のように定める。

歯科技工士学校養成所指定規則

(平六文厚令二・改称)

(この省令の趣旨)

第一条 歯科技工士法(昭和三十年法律第百六十八号)第十四条第一号又は第二号の規定に基づく歯科技工士学校又は歯科技工士養成所(以下「学校養成所」という。)の指定に関しては、歯科技工士法施行令(昭和三十年政令第二百二十八号。以下「令」という。)に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

2 前項の歯科技工士学校とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校及びこれに付設される同法第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第三百二十四条第一項に規定する各種学校をいう。

(平六文厚令二・平一二文厚令二・平一九文科厚労令二・一部改正)

(指定基準)

第二条 令第九条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 入学又は入所資格は、学校教育法第九十条第一項に掲げるもの(歯科技工士法第十四条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第九十条第二項の規定により同項に規定する者を当該大学に入学させる場合を含む。)であること。
- 二 修業年限は、二年以上であること。
- 三 教育の内容は、別表に定めるもの以上であること。
- 四 別表に掲げる各教育内容を教授するために適当な数の教員を有し、かつ、そのうち三人以上は歯科医師又は歯科技工士である専任教員であること。
- 五 学生又は生徒の定員は、一学級十人以上三十五人以内であること。
- 六 同時に授業を行う学級の数を下らない数の専用の普通教室を有すること。
- 七 基礎実習室、歯科技工実習室及び歯科理工学検査室を有すること。
- 八 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。
- 九 管理及び維持経営の方法が確実であること。

(昭四一厚令一五・昭四四厚令一七・昭四九厚令四五・平四厚令六八・平六文厚令二・一部改正、平一二文厚令二・旧第三条繰上・一部改正、平一三文科令八

○・平一五文科厚労令二・平一九文科厚労令二・平二七文科厚労令二・平二九文科厚労令四・一部改正)

(指定に関する報告事項)

第二条の二 令第九条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項(国の設置する歯科技工士養成所にあつては、第一号に掲げる事項を除く。)とする。

- 一 設置者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)
- 二 名称
- 三 位置
- 四 指定をした年月日及び設置年月日(設置されていない場合にあつては、設置予定年月日)
- 五 学則(修業年限及び生徒の定員に関する事項に限る。)
- 六 長の氏名

(平二七文科厚労令二・追加)

(指定の申請書の記載事項等)

第三条 令第十条の申請書には、次に掲げる事項(地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。))の設置する学校養成所にあつては、第九号に掲げる事項を除く。)を記載しなければならない。

- 一 設置者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)
 - 二 名称
 - 三 位置
 - 四 設置年月日
 - 五 学則
 - 六 長の氏名
 - 七 教員の氏名及び担当科目並びに専任又は兼任の別
 - 八 校舎の各室の用途及び面積
 - 九 収支予算及び向こう二年間の財政計画
- 2 令第十七条の規定により読み替えて適用する令第十条の書面には、前項第二号から第八号までに掲げる事項を記載しなければならない。
- 3 第一項の申請書又は前項の書面には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- 一 長及び教員の履歴書
 - 二 校舎の配置図及び平面図
 - 三 教授用及び実習用の機械器具、標本、模型及び図書の目録
- (平一二文厚令二・追加、平一六文科厚労令四・一部改正)
- (変更の承認又は届出を要する事項)

第四条 令第十一条第一項(令第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の主務省令で定める事項は、前条第一項第五号に掲げる事項(修業年限、教育課程及び学生又は生徒の定員に関する事項に限る。)又は同項第八号に掲げる事項とする。

2 令第十一条第二項(令第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の主務省令で定める事項は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項又は同項第五号に掲げる事項(修業年限、教育課程及び学生又は生徒の定員に関する事項を除く。)とする。

(昭四一厚令一五・昭四四厚令一七・昭五三厚令四八・平六文厚令二・平一二文厚令二・平二九文科厚令四・一部改正)

(変更の承認又は届出に関する報告)

第四条の二 令第十一条第三項(令第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による報告は、毎年五月三十一日までに、次に掲げる事項について、それぞれ当該各号に掲げる期間に係るものを取りまとめて、厚生労働大臣に報告するものとする。

一 変更の承認に係る事項(第三条第一項第八号に掲げる事項を除く。) 当該年の前年の四月一日から当該年の三月三十一日までの期間

二 変更の届出又は通知に係る事項 当該年の前年の五月一日から当該年の四月三十日までの期間

(平二七文科厚令二・追加)

(報告を要する事項)

第五条 令第十二条第一項(令第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 当該学年度の学年別の学生又は生徒の数

二 前学年度の卒業者数

三 前学年度における教育実施状況の概要

四 前学年度における経営の状況及び収支決算

2 令第十二条第二項(令第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の主務省令で定める事項は、前項第三号及び第四号に掲げる事項とする。

(昭四一厚令一五・昭四四厚令一七・平六文厚令二・平一二文厚令二・平二七文科厚令二・一部改正)

(指定の取消しに関する報告事項)

第五条の二 令第十五条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項(国の設置する歯科技工士養成所にあつては、第一号に掲げる事項を除く。)とする。

一 設置者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)

二 名称

三 位置

四 指定を取り消した年月日

五 指定を取り消した理由

(平二七文科厚労令二・追加)

(指定取消しの申請書等の記載事項)

第六条 令第十六条の申請書又は令第十七条の規定により読み替えて適用する令第十六条の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 指定の取消しを受けようとする理由
- 二 指定の取消しを受けようとする予定期日
- 三 在学中の学生又は生徒があるときは、その措置

(平六文厚令二・追加、平一二文厚令二・旧第九条繰上・一部改正)

附 則

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
 - 2 第二条第一号の規定にかかわらず、学校養成所においては、次の各号に掲げる者を入学又は入所させることができる。
 - 一 旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を卒業した者
 - 二 旧師範教育令(昭和十八年勅令第九号)による師範学校予科を修了した者
 - 三 旧師範教育令による附属中学校又は附属高等女学校を卒業した者
 - 四 旧師範教育令による改正前の同令(明治三十年勅令第三百四十六号)による師範学校本科第一部の第三学年を修了した者
 - 五 昭和十八年文部省令第六十三号(内地以外の地域における学校の生徒、児童、卒業者等の他の学校へ入学及転学に関する規程)第二条又は第五条の規定により中等学校を卒業した者又は第一号に掲げる者同一の取扱いを受ける者
 - 六 旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づく旧専門学校入学者検定規程(大正十三年文部省令第二十二号)による試験検定に合格した者及び同検定規程第十一条第二項の規定により文部大臣において専門学校入学に関し中学校又は高等女学校卒業者と同等以上の学力を有するものと指定した者
 - 七 旧実業学校卒業程度検定規程(大正十四年文部省令第三十号)による検定に合格した者
 - 八 旧高等試験令(昭和四年勅令第十五号)第七条の規定による試験に合格した者
 - 九 教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第四百四十八号)第一条第一項の表の第二号、第三号、第六号又は第九号の上欄に掲げる教員免許状を有する者
 - 十 前各号に掲げる者のほか、主務大臣において学校養成所の入学又は入所に関し中等学校の卒業者と同等以上の学力を有すると認定した者
- (昭四一厚令一五・全改、平六文厚令二・平一二文厚令二・一部改正)

附 則 (昭和四一年五月二〇日厚生省令第一五号) 抄

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四二年一〇月七日厚生省令第四五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四四年七月一日厚生省令第一七号）抄

- 1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第七条及び第八条の規定並びに第十条中採血及び供血あつせん業取締法施行規則の様式を改める改正規定は、昭和四十四年九月一日から、第九条中歯科技工士養成所指定規則第五条の改正規定は、昭和四十五年一月一日から施行する。

附 則（昭和四九年一二月五日厚生省令第四五号）抄

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 3 この省令の施行の際養成所において現に歯科技工士として必要な知識及び技能を修習中の者に係る教育の内容については、この省令による改正後の歯科技工士養成所指定規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（昭和五三年八月一日厚生省令第四八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年一二月一〇日厚生省令第六八号）

- 1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。ただし、歯科技工士学校（以下「学校」という。）又は歯科技工士養成所（以下「養成所」という。）のうち修業年限が二年であるものについては、この省令による改正後の歯科技工士養成所指定規則（以下「新規則」という。）第三条第五号及び別表の規定は、平成七年四月一日から適用する。

（平六文厚令二・一部改正）

- 2 この省令の適用の際現に指定又は承認を受けている学校又は養成所において歯科技工士として必要な知識及び技能を修習中の者に係る学級における学生又は生徒の定員については、新規則第三条第五号の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

（平六文厚令二・一部改正）

- 3 この省令の適用の際現に指定又は承認を受けている学校又は養成所において歯科技工士として必要な知識及び技能を修習中の者に係る教育の内容については、新規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

（平六文厚令二・一部改正）

附 則（平成六年四月一日／文部省／厚生省／令第二号）抄

（施行期日）

- 1 この省令は、平成六年四月三日から施行する。
（経過措置）
- 2 この省令の施行の際現に厚生大臣の指定を受けている歯科技工士養成所について、文部大臣の歯科技工士学校の指定を受けようとする者は、平成七年三月三十一日までは、この省令による改正後の歯科技工士学校養成所指定規則第二条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した申請書を文部大臣に提出するものとする。

- 一 設置者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地)
- 二 名称
- 三 位置
- 四 設置年月日
- 五 学則
- 六 長の氏名
- 七 厚生大臣の指定した歯科技工士養成所であることを証する書類

附 則 (平成一二年三月二九日／文部省／厚生省／令第二号) 抄
(施行期日)

- 1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年一月二七日文部科学省令第八〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年三月三一日／文部科学省／厚生労働省／令第二号)
(施行期日)

- 1 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行前に、歯科技工士法(昭和三十年法律第百六十八号)第十四条第一号又は第二号の指定を受けた学校又は養成所が具備すべき要件については、この省令による改正後の歯科技工士学校養成所指定規則第二条第五号の規定にかかわらず、平成十六年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

附 則 (平成一六年三月三一日／文部科学省／厚生労働省／令第四号)

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年一月二五日／文部科学省／厚生労働省／令第二号)

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年十二月二十六日)から施行する。

附 則 (平成二七年三月三一日／文部科学省／厚生労働省／令第二号)
(施行期日)

- 1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の日(以下この項において「施行日」という。)前にこの省令による改正前のそれぞれの省令の規定によりされた指定等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又はこの省令の施行の際現にこの省令による改正前のそれぞれの省令の規定によりされている指定等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、施行日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、施行日以後におけるこの省令による改正後のそれぞれ

れの省令の適用については、この省令による改正後のそれぞれの省令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 3 この省令の施行前にこの省令による改正前のそれぞれの省令の規定により国に対して届出その他の手続をしなければならない事項で、この省令の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを、この省令による改正後のそれぞれの省令の相当規定により地方公共団体の相当の機関に対して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定を適用する。

附 則 (平成二九年十一月一〇日／文部科学省／厚生労働省／令第四号)

(施行期日)

- 1 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の際現に歯科技工士法(昭和三十年法律第百六十八号)第十四条第一号又は第二号の指定を受けている歯科技工士学校又は歯科技工士養成所において歯科技工士として必要な知識及び技能を修習中の者に係る教育の内容その他の事項については、この省令による改正後の歯科技工士学校養成所指定規則第二条第三号及び第四号並びに別表の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

内 容	単位数
基礎分野	
科学的思考の基礎	5
人間と生活	
専門基礎分野	
歯科技工と歯科医療	3
歯・口腔の構造と機能	7
歯科材料・歯科技工機器と加工技術	7
専門分野	
有床義歯技工学	1 2
歯冠修復技工学	1 3
矯正歯科技工学	2
小児歯科技工学	2
歯科技工実習	1 1
合 計	6 2

別表(第二条関係)

(平二九文科厚労令四・全改)

備考

- 一 単位の計算方法は、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第二十一条第二項の規定の例による。

- 二 歯・口^{くう}腔の構造と機能、歯科材料・歯科技工機器と加工技術、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学及び小児歯科技工学の教育については、基礎実習教育を含む。
- 三 歯科技工実習は、少なくとも、学生又は生徒十人に対し一人の割合の歯科医師又は歯科技工士によつて教育するものとする。

(参考 (改正後全文))

歯科技工士養成所指導ガイドライン

第一 設置計画書に関する事項

養成所を設置しようとする者(学生の定員を増加しようとする者を含む。)は、次に掲げる事項を記載した養成所設置計画書(学生の定員を増加しようとする場合は定員変更計画書。以下いずれも「計画書」という。)により、授業開始予定日の一年前までに、養成所の設置予定地(学生の定員を変更しようとする場合は養成所の所在地)の都道府県知事に提出すること。

- 1 設置者の氏名、住所及び履歴(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び定款又は、寄附行為)
- 2 養成所の名称
- 3 位置
- 4 設置予定年月日(定員の変更にあつては、変更予定年月日)
- 5 入学予定定員(定員の変更にあつては、現在の定員及び変更予定定員並びに変更の理由)
- 6 長の氏名及び履歴
- 7 収支予算及び向こう二年間の財政計画

第二 一般的事項

- 1 歯科技工士学校養成所指定規則(昭和三一年厚生省令第三号。以下「指定規則」という。)第二条第一項に基づく指定の申請及び第四条第一項の変更の承認の申請を行うに当たっては、遅くとも授業を開始しようとする日(変更の承認にあつては、変更を行おうとする日)の六か月前までに、申請書を養成所の設置予定地(変更の承認にあつては養成所の所在地)の都道府県知事に提出すること。
- 2 設置者は、国又は地方公共団体が設置者である場合のほか法人であることが望ましく、かつ、その法人は営利を目的としないものであること。
- 3 学則には、少なくとも次に掲げる諸事項が明示されていること。
 - (1) 設置目的
 - (2) 名称
 - (3) 位置
 - (4) 修業年限
 - (5) 学生定員、学級数
 - (6) 学科課程
 - (7) 学年、学期、休日
 - (8) 入学時期
 - (9) 入学資格
 - (10) 入学志願者の選考
 - (11) 入学手続
 - (12) 転入学
 - (13) 欠席、休学、復学、退学
 - (14) 成績考査、進級、卒業
 - (15) 入学検定料、入学金、授業料、実習費等の学費
- 4 敷地、校舎、その他諸設備は設置者が所有することが望ましく、かつ、その位置及び環境は教育上適切であること。
- 5 養成所の経理が他と明確に区分されていること。
- 6 会計帳簿、決算書類等収支状態を明らかにする書類が完備されていること。
- 7 入学検定料、入学金、授業料及び実習費等は学則に定める額であり、

寄付金等の名目で不当な金額を徴収しないこと。

- 8 指定規則第四条に基づく変更承認申請書等又は第五条に基づく定期報告書の提出については、歯科衛生士養成所・歯科技工士養成所の指定事項の変更手続きについて(昭和五五年四月一日歯第二九号)又は歯科技工士学校養成所指定規則第五条の規定に基づく報告について(昭和五四年一月一六日歯第三号)に基づき、確実かつ遅滞なく提出されること。

第三 学生に関する事項

- 1 学則に定める学生の定員が遵守されていること。
- 2 入学資格の審査のため、高等学校の卒業証書の写等大学に入学することができる者であることを証する書類調査書を提出させること。
- 3 入学の選考は適正に行われていること。
- 4 入学は学年の初めに行い、転学は学年又は学期の初めに行うこととし、その措置は、学則の定めるところにより厳正に行われていること。
- 5 学生の出席状況が確実に把握されており、特に出席状況の不良な者については、進級又は卒業を認めないものとする。
- 6 入学、進級、卒業、成績、出席状況等に関する諸記録が確実に保存されていること。
- 7 入学時の健康の状態の把握、入学後の健康診断の実施、疾病の予防措置等学生の保健管理上の必要な措置が講ぜられていること。

第四 教員及び事務職員に関する事項

- 1 昼間の課程と夜間の課程とを併設する場合にあっては、課程ごとにそれぞれ所定の専任教員がおかれていること。
- 2 専任教員は、各学年各学級ごとにおき、学生の指導に支障をきたさないようにすること。
- 3 専任教員のうち一名は教育に関する主任者(教務主任)とし、歯科医師又は歯科技工士がこれにあたること。昼間の課程と夜間の課程とを併設する場合にあっては、課程ごとに教務主任がおかれていること。
- 4 教育上必要な教員数が確保されていること。
- 5 一教員当りの教育担当時間数が過重にならないこと。
- 6 教員は、その担当する教科に関して専門的な知識、技術、技能を有する者又は教育の経歴のある者であること。なお、歯科医師が担当することが望ましい授業内容については、歯科医師が担当すること。
- 7 原則として専任の事務職員がおかれていること。

第五 授業に関する事項

- 1 指定規則別表に定める学科課程が確実に実施されていること。教育実施については、別添1に基づいて行われていること。
- 2 授業は、教員の出勤簿等の書類により、授業状況が把握されていること。
- 3 授業方法は単独授業によるものとする。ただし、科目により支障のない場合は合同授業を行ってもさしつかえない。
- 4 歯科技工実習および歯科理工学実習は養成所内において実施されること。
- 5 夜間の課程を設置する場合は、修業年限を三年以上とし、一日における授業時間は四時間を超えないものとする。
- 6 単位制について

歯科技工士養成所に係る単位の計算方法等については、次のとおりであること。

(1) 単位の計算方法

ア 基本的計算方法

一単位の授業科目を四五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、一単位の授業時間数は、

講義及び演習については一五時間から三〇時間、実験、実習及び実技については三〇時間から四五時間の範囲で定めること。

イ 時間数

時間数は、実際に講義、実習等が行われる時間をもって計算すること。

(2) 単位の認定

ア 単位を認定するに当たっては、講義、実習等を必要な時間数以上受けているとともに、当該科目の内容を習得していることを確認する必要があること。

7 授業内容については、現状の歯科技工技術に即した内容となるように配慮すること。

第六 教室に関する事項

- 1 同時に授業を行う学級の数を下らない数の専用の普通教室を有すること。
- 2 教室の面積は、学生一人につき一・六五平方メートル以上であり、かつ一教室の総面積は二四・七五平方メートル以上であること。
- 3 専用の基礎実習室、歯科技工実習室および歯科理工学検査室を有すること。
- 4 基礎実習室、歯科技工実習室および歯科理工学検査室の面積は、学生一人につき二・三一平方メートル以上であり、かつ一室の総面積は三四・六五平方メートル以上であり、電気、ガス、水道等の設備が備えられていること。
- 5 図書室、鑄造研磨およびポーセレンについての実習が実施できる実習室を有すること。この場合、図書室はおおむね二〇平方メートル以上であること。なお、鑄造研磨およびポーセレンについての実習が実施できる実習室は、他の実習室と併用しても差し支えない。

また、更衣室(ロッカー室)、標本室、機械器具、材料等を保管する室を有することが望ましい。

6 前記の他、便所、給湯設備等が備えられ、校舎の各室は、採光、換気等が適当であり、学習上、保健衛生上および管理上ふさわしい環境であること。

第七 教育用機械器具、標本、模型および図書に関する事項

- 1 教育に必要な機械器具、標本および模型は、別添2を基準として同時に実習を行う学生数に応じて備えられていること。
- 2 基礎分野、専門基礎分野、専門分野に関する図書雑誌は、一五〇〇冊以上備えられていること。この場合雑誌は一卷を一冊として算定するものとする。
- 3 機械器具、標本、模型および図書は、学生定員数に応じ、適宜補充し更新すること。

第八 その他の事項

養成所新設の場合、地域歯科関係者との協力体制を勘案すること。

(別添1)

	教育内容	単位数	教育の目標
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	} 5	医療従事者として必要な科学的・論理的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培う。 加工技術の基礎となる知識を習得する。 国際化及び情報化社会に対応しうる能力を習得する。
	小計		
専門基礎分野	歯科技工と歯科医療	3	歯科技工学の目的、歯科技工士の歯科医療における役割、医の倫理、歯科疾患・歯科治療の概要について理解する。 また、歯科技工士に必要な関係法規について習得する。
	歯・口腔 ^{くわう} の構造と機能	7	歯の形態を十分に理解し、歯の発生、加齢、歯周、頭蓋の骨及び口腔周囲の筋について習得する。 顎関節の形態、顎口腔の機能、顎運動、咬合器、修復物の咬合について習得する。
	歯科材料・歯科技工機器と加工技術	7	歯科技工に使用する材料の歯科理工学的性質・安全性・品質検査及び歯科技工に必要な機器の知識と加工技術を習得する。
	小計	17	
専門分野	有床義歯技工学	12	有床義歯に関する知識を理解し、有床義歯製作の技術を習得する。
	歯冠修復技工学	13	各種の歯冠修復物に関する知識を理解し、歯冠修復物製作の技術を習得する。
	矯正歯科技工学	2	矯正歯科の基礎的概念を理解し、矯正装置製作に関する知識と技術を習得する。
	小児歯科技工学	2	小児歯科の基礎的概念を理解し、乳歯歯冠修復物と咬合誘導装置製作に関する知識と技術を習得する。
	歯科技工実習	11	知識・技術を歯科臨床の場面に適用し、理論と実践を結び付けて理解できる能力と技術力を習得する。
	小計	40	
	合計	62	

(別添2)

教育用機械器具、標本及び模型

(1) 設備品・機械器具

品名	個数	備考
技工台	学生数	
コンプレッサー	相当数	
石膏トラップ	相当数	
ダウエルピン植立器	相当数	
モデルトリーマー	相当数	
技工用エンジン	学生数	
技工用マイクロスコープ	相当数	
リングファーン	一以上	
真空埋没器	相当数	
溶接機 (スポットまたはレーザー)	相当数	
鑄造機器一式	相当数	鑄造機 (遠心または吸引加圧または高周波)・リバーナー・ブローパイプを含む。
ポーセレンファーン	一以上	
電気レーズ	相当数	
集塵機	相当数	
サンドブラスター	相当数	
研磨器	一以上	
スチームクリーナー	相当数	
サベヤー	相当数	
脱ろう装置	相当数	
義歯製作用器具一式	相当数	加熱重合器・加圧重合器・フラスコ・フラスコプレスを含む。
超音波洗浄器	相当数	
光重合器	相当数	
測色器 (シェードガイド含む)	相当数	
各種咬合器	各一	
顔弓	一以上	
実験用器具一式	相当数	実験台・マイクロメーター・ノギス・各種温度計・はかり・硬度計・熱膨張計・メスシリンダーを含む。
万能試験機	一以上	
顕微鏡一式	一以上	金属顕微鏡・読み取り顕微鏡を含む。

(2) 標本模型

品名	個数	備考
永久歯歯形彫刻模型 (ステップ模型を含む)	相当数	
各種有床義歯模型 (ステップ模型を含む)	相当数	
各種歯冠修復模型 (ステップ模型を含む)	相当数	
各種インプラント模型	相当数	
各種歯科矯正装置模型 (ステップ模型を含む)	相当数	
各種咬合誘導装置模型 (ステップ模型を含む)	相当数	
頭蓋骨模型	一以上	

(3) その他

品名	個数	備考
プロジェクター	一以上	
スクリーン	一以上	
V T R 装置	一以上	視聴覚用
パーソナルコンピュータ	相当数	

(注) 学生数とは同時に実習を行う学生の数进行。